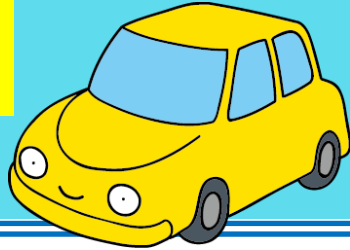


千葉県庁生活協同組合の組合員の皆さまへ

退職者の方も70歳まで  
割引適用が可能です！

## 自動車保険

団体扱い割引20%を  
見逃してませんか？ステイホームで保険の見直しをしませんか？  
節約の大チャンスです！携帯・  
スマートフォン  
からQRコードに  
アクセス！

## 👉 ポイント1

福利厚生制度で保険に入ると**保険料がお得！**

●自動車保険は、団体扱い割引20%適用されます。\*1

&lt;Aさんの場合&gt;

一般扱で年間**92,530円**だった保険料が、県庁生協で加入するとなんと  
**22,250円**お安くなりました！！こんないい割引があるなんて知らなかったの  
で、非常に助かりました。※保険料例については下段に記載。

## 👉 ポイント2

保険料は、**毎月のお給料から引取り**となるので、  
手続きが**簡単！**

\*1 保険期間の始期日が令和2年10月1日から令和3年9月30日までの契約に適用されます。

\*1の割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。

## ■トータルアシスト自動車保険の保険料例

【ご契約条件】保険期間：1年間、ノンフリート等級：16等級、事故有係数適用期間：0年、(割引19%)、お車の用途・車種：自家用軽四輪、車名：アクア、型式：NHP10、料率クラス(車両3、対人1、対物1、傷害2)、  
新車割引有、お車の使用目的：通勤・通学使用、年齢条件：35歳以上補償、記名被保険者年齢区分：30歳～39歳、本人・夫婦限定、記名被保険者の免許証の種類(色)：ブルー、対人賠償責任保険：無制限、対物  
賠償責任保険：無制限、人身傷害保険：3,000万円(傷害一時費用保険金10万円)、人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約、車両保険155万円(車対車+A、免責金額1回目0万円 2回目以降1  
0万円)、レンタカー費用等補償特約(事故時15日)：上限日額5,000円  
※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」、弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)は「弁護士費用等補償特約(日常生活)および基本条項特約(費用)」、入院時選べるアシスト特約は「人身傷害諸費  
用補償特約」、レンタカー費用等補償特約(事故時30日)は「レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)」のペットネーム・略称です。

裏面をご参照ください

# 見積もり予約要領

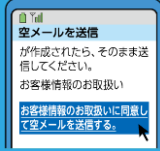
※ご入力いただく項目は、お名前・ご住所・電話番号などのお客様情報と、現在ご契約の自動車保険の満期日等です。現在ご契約の自動車保険証券をお手元にご用意のうえ、アクセス願います。

## ◎携帯電話・スマートフォン(QRコード)から

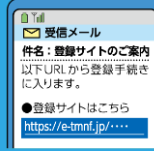
**1** 携帯電話・スマートフォンで表面の専用QRコードを読み込み、見積もり予約サイトに接続!



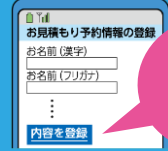
**2** 「空メールを送信する」をクリック(タップ)すると、空メール送信画面が立ち上がりますので、何も入力せず空メールを送信!



**3** すぐに折り返しでメールが届きますので、メールに記載のURLをクリック(タップ)して、見積もり予約サイトにアクセス!



**4** 所定の項目を入力し、「内容を登録」をクリック(タップ)して、見積もり予約を完了させてください。



※現在のご契約の満期が近い場合は、以下お問い合わせ先(取扱代理店)まで直接ご連絡いただきますようお願い申し上げます。  
 ※見積もり予約を完了いただきますと、「見積もり予約登録完了のお知らせ」をご登録のメールアドレスに送信させていただきますので、ご確認ください。

## または

本シートに必要事項を記入のうえ、**車検証 保険証券 の3点を下記番号にFAXor郵送**ください。

お手元にご用意いただけるとスムーズです。

- 運転免許証  保険証券(現在ご契約の方)  車検証(お車の型式がわかるもの)



FAX. 043-223-4626

**Q 1** お車を主に使用される方の運転免許証の種類(色)は?

ゴールド ブルー グリーン  
 (免許証の有効期限:平成 年 月 日)

**Q 2** お車を主に使用される方と同居のご親族について

- 車を運転される一番若い方の年齢.....( 歳)
- 自動車の保有台数.....( 台)
- 直近1年間での事故(自動車保険による保険金支払のあった事故).....有 無

**Q 3** ご契約のお車の主な使用目的は?

日常・レジャー 通勤・通学 業務使用

**Q 4** お車を主に使用される方(記名被保険者)はどなたですか?

フリガナ  
お名前  
  
(生年月日: 年 月 日)

**Q 5** お車を運転される方の範囲は?

本人のみ 本人・配偶者のみ 限定しない

お名前	フリガナ	職場名	
ご住所	フリガナ 〒		
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日( 歳)	性別	男・女
ご連絡先 (ご自宅・携帯)		ご連絡先(職場)	
e-mailアドレス		職員コード	

## 個人情報取扱いについて

当代理店は、ご提供いただいた個人情報を東京海上日動より委託を受けて行う損害保険の募集およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。東京海上日動における個人情報の取扱い等については、次のホームページに掲載しております。http://www.tokiomarine-nichido.co.jp

## 団体扱の対象となる方

ご契約者は千葉県庁に勤務し、千葉県庁から毎月給与の支払いを受けている方(在籍出向者、職域労働組合または職域共済組織の事業に従事している方を含みます。)、退職派遣者および退職者に限ります。記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者の配偶者\*1、ご契約者またはその配偶者\*1の同居の親族、ご契約者またはその配偶者\*1の別居の扶養親族のいずれかの場合も、ご契約いただけます。

\*1 配偶者の定義についての詳細は、「重要事項説明書」をご確認いただくか、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

## 団体扱に関するご注意

退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、資本関係の変更等により系列会社でなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

このチラシは自動車保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご請求ください。「ご契約のしおり(約款)」は東京海上日動のホームページでもご確認いただけます。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

【お問い合わせ先・取扱代理店】  
 千葉県庁生活協同組合  
 所在地:千葉県千葉市中央区市場町1-1  
 千葉県庁南庁舎9階  
 TEL: 043-227-8100  
 FAX: 043-223-4626

【引受保険会社】 2020年7月作成 20-TC02820  
 東京海上日動火災保険株式会社  
 担当: 千葉支店 営業課  
 TEL: 043-301-7740  
 FAX: 043-301-7741